

一般質問通告書

No 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成 29 年 5 月 16 日  
東村山市議会議長 様

議席番号 22 番  
質問者 山口 みよ

記

番号	質問の項目と要旨
一	国民健康保険税の引き下げを求める
	1938年にできた旧国民健康保険法は「助け合いの精神」を目的としていましたが、
	戦後新しい憲法が出来、25条に基づいて新健康保険法は「社会保障及び国民
	保健の向上に寄与することを目的とする」と決めました。
	1980年代まで、国民健康保険への国庫負担は医療費の50%でしたが1984年から、
	国庫支出金の割合を削減し、今では医療費の25%にまで減らされてきました。
	このため国保税が高くなり、払えない人や税金を払っても窓口負担が支払えず、
	病気になっても治療できない人が出ています。
	所得が低い人にとって国保税がいかに高い負担になっているか、他の保険に入って
	いる人たちとの不公平というけれど本当なのか、明らかにするため確認していき
	たいと思います。
	1. 国保加入者の職業構成をお伺いします。
	2010年・2016年
	2. 国保世帯平均所得と保険税調定額と世帯に占める保険税負担率を経年で伺う
	2007年・2010年・2013年・2015年・2016年・2017年
	3. 国保・協会けんぽ・組合健保、各加入世帯の平均所得と所得に占める保険料の
	割合を伺います。 2016年度
	4. モデルケースで40歳から64歳までの二人世帯が国保加入の場合、協会けんぽ
	加入の場合の各所得別(100万円・200万円・300万円・400万円・500万円)保険税
	負担割合を伺う。



一般質問通告書

No3

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成 29 年 5 月 16 日  
東村山市議会議長 様

議席番号 22 番  
質問者 山口 みよ

記

番号	質問の項目と要旨
二	生活相談窓口は市の職員を配置すべき
	生活困窮者自立支援事業を民間に委託をしているところでも、多くの自治体では、
	住民からの最初の生活相談の窓口は直営で、自治体の職員が対応し、それぞれの
	担当する部署に案内しているようです。
	個人のプライバシーに深くかかわることになるため、職員が住民の相談に向き合い、
	対応しているとのことでした。
	東村山市では、どのように考え、対応しているのかお伺いします。
	1. 都内で最初の生活相談窓口を委託業者にしているところは何か所あるか伺い
	ます。あれば、行政区名も伺います。
	2. 委託業者に生活保護を受けるための調査権はあるのか伺います。
	3. 委託業者に生活保護に対しての指導権はあるのか伺います。
	4. ほっとシティの相談窓口に住民が相談に見えた場合、委託業者ではなく生活福
	祉課の相談係りがまず対応すべきと考えますが如何か伺います。